

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

燃料電池自動車の導入促進事業 誓約書

本紙は、リース契約の場合に貸与先が記入するものです。

暴力団排除に関する誓約事項

燃料電池自動車の導入促進事業助成金交付要綱（平成27年2月26日付26都環公総地第1260号。以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。申請の内容に虚偽の記述があつた場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行うことを誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第12条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱第13条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

*この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

その他の誓約事項

- ・申請者（リースの場合は貸与先を含む）は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- ・申請する車両は、自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するものではありません。
- ・申請する車両は、中古車ではありません。
- ・申請する車両が利益等排除の対象になる場合は、以下チェック欄へのチェックをもって申告します。

申請者（リースの場合は貸与先）は助成対象自動車を販売する事業者であるため、利益等排除に該当します。

申請する車両は申請者（リースの場合は貸与先を含む）が製造したものであるため、利益等排除に該当します。

- ・提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあつた場合は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意します。

貸与先 署名または捺印

印

※署名の場合は、フルネームで。
法人の場合は代表者による署名。
※捺印の場合は、貸与料金の算定根拠明細書と同じ印。

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

燃料電池自動車の導入促進事業
貸与料金の算定根拠明細書

標記助成金事業で申請している車両のリース契約については、以下のとおり、助成金・補助金の金額分月額リース料金が減額されていることについて間違いありません。また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、助成金受領後も注意事項の内容を遵守することを誓約します。

	リース事業者	貸与先	
住所			
法人名			
代表者役職			
氏名		印	印

車台番号	助成金・補助金金額 (リース料金に反映されるもののみ)				リース料金総額 (前払金含む) ※税抜き金額		
	東京都 助成金額	CEV 補助金額	その他の 補助金額	合計	助成金・ 補助金なし の場合	助成金・ 補助金あり の場合	差額 (なしの場合- ありの場合)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

(注意事項)

- 助成金・補助金ありのリース料金またはなしのリース料金が、リース契約書で確認できること。
- 助成金・補助金ありの場合となしの場合の差額が、助成金・補助金金額合計以上であること。
- 東京都助成金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元すること。リース契約とは別に貸与先に支払う形は認められない。
- リース契約期間が処分制限期間より短い場合は、当初リース契約の満了前に、公社に必要な書類を提出して手続を行うこと。
- 11台以上申請する場合は、本紙を追加し、1枚ごとに署名または記名捺印すること。
- 捺印・代表者印に係る注意事項については、助成金交付申請書(第1号様式)を参照すること。なお、リース事業者欄に捺印する場合は、第1号様式と同じ印とすること。
- 記載の訂正は、二重線見え消しの上、リース事業者と貸与先の双方がフルネームの署名または捺印欄と同一の押印をすること。

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

燃料電池自動車の導入促進事業 誓約書

本紙は、リース契約の場合に貸与先が記入するものです。

暴力団排除に関する誓約事項

燃料電池自動車の導入申請書（以下「要領」）第1260号。以下「要領」に当たり、当該申請には、代表者、役員又は助成対象者に該当いたします。申請の内容が実現する可能性があることを認めます。また、この誓約に違反し、全部又は一部の取消しを請求されたときは、これをあわせて、貴公社理事長又は東京都が署名を認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

記入例

26都環公総地第...
交付の申請を行う...
の団体において...
綱第3条に規定す...
とをここに誓約い...
法的責任が生ずる...
す。
助成金交付決定の...
る助成金の返還を

- *この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

その他の誓約事項

- ・申請者（リースの場合は貸与先を含む）は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- ・申請する車両は、自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するものではありません。
- ・申請する車両は、中古車ではありません。
- ・申請する車両が利益等排除の対象になる場合は、以下チェック欄へのチェックをもって申告します。

<input type="checkbox"/>	申請者（リースの場合は貸与先）は助成対象自動車を販売する事業者であるため、利益等排除に該当します。
<input type="checkbox"/>	申請する車両は申請者（リースの場合は貸与先を含む）が製造したものであるため、利益等排除に該当します。

- ・提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意します。

貸与先 署名または捺印	

※署名の場合は、フルネームで。
法人の場合は代表者による署名。
※捺印の場合は、貸与料金の算定根拠明細書と同じ印。

公益財団法人
東京都環境公社理事長



標記助成金事業で申
金・補助金の金額分月
また、注意事項に記載
事項の内容を遵守する

とおりに、助成
金受領後も注意

	リース事業者	貸与先
住所	東京都新宿区西新宿〇丁目〇〇	東京都新宿区西新宿〇丁目〇〇
法人名	〇〇株式会社	〇〇株式会社
代表者役職	代表取締役	代表取締役
氏名	東京 太郎	東京 四郎

捺印の場合第1号様式

捺印の場合誓約書(第2号様式)と同じ印



車台番号	助成金・補助金金額 (リース料金に反映されるもののみ)				リース料金総額 (前払金含む) ※税抜き金額		
	東京都 助成金額	CEV 補助金額	その他の 補助金額	合計	助成金・ 補助金なし の場合	助成金・ 補助金あり の場合	差額 (なしの場合- ありの場合)
1 JPD10-000XXXX	1,010,000	2,040,000	100,000	3,150,000	7,200,000	4,050,000	3,150,000
2 ZC4-3200041	1,040,000	2,100,000	100,000	3,240,000	7,500,000	4,260,000	3,240,000
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

(注意事項)

- 助成金・補助金ありのリース料金またはなしのリース料金が、リース契約書で確認できること。
- 助成金・補助金ありの場合となしの場合の差額が、助成金・補助金金額合計以上であること。
- 東京都助成金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元すること。リース契約とは別に貸与先に支払う形は認められない。
- リース契約期間が処分制限期間より短い場合は、当初リース契約の満了前に、公社に必要な書類を提出して手続を行うこと。
- 11台以上申請する場合は、本紙を追加し、1枚ごとに署名または記名捺印すること。
- 捺印・代表者印に係る注意事項については、助成金交付申請書(第1号様式)を参照すること。なお、リース事業者欄に捺印する場合は、第1号様式と同じ印とすること。
- 記載の訂正は、二重線見え消しの上、リース事業者と貸与先の双方がフルネームの署名または捺印欄と同一の押印をすること。